

農業競争力強化支援法案 本会議質問

衆議院議員 重徳和彦

私は、民進党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました「農業競争力強化支援法案」につきまして、質問をいたします。

(1) はじめに

「農業」の言葉が輝くとき。

それは、家族が食卓を囲み、とれたての季節の食材を楽しみながら、子どもたちが大人たちから日本が誇る農作物の価値や豊かさを学びながら味わうとき。四季折々の美しく、かぐわしい花を愛でるとき。最近の言葉でいえば、「地産地消」「食育」「顔の見える農業」が実践され、地元の農家が育てた農作物を安心して買い求めることができるときでありましょう。

農業という存在が将来にわたって輝き続けられる社会こそ、日本が次に到達すべき目標ではないでしょうか。

私が暮らす愛知県三河地方は、製造業が盛んなことで知られますが、農業生産額も全国屈指であります。その基盤をなすのは、広大な平野で古来より営まれてきた農業と、そこで育まれた農村文化、そして人と人の結びつきを大切に作る共同体、日本人の心であります。

私たち政治家は、世界の政治経済が混乱する今こそ、日本の津々浦々に息づく、こうした農村文化を守り支えることを通じて、世界がうらやむ成熟国家をつくりあげることに全力を注ぐべきではないでしょうか。

以上申し上げて、質問に入らせていただきます。

(2) 総論

【「価格競争力」について】

まずはじめに、本法案における「競争力」という言葉についてお尋ねします。

市場原理において最も重要な要素は価格であり、農業分野でも価格競争力の向上は当然求められるものと考えます。しかしながら、日本の農産品は、工業製品と異なり、「価格競争力」で勝負するには制約が多すぎます。作物の種類や気候、地形や地質などの条件の違いから、営農規模や地域の実情も多種多様であり、効率化・大規模化すればよいという市場原理の感覚は、農業の現場から乖離しています。

そこでまず、①今回の法案でいう「競争力」を考える上で、外国に比べて厳しい条件に置かれる日本農業の「価格競争力」についてどうお考えなのか、どの程度重きを置いているのか、伺います。

【日米交渉への覚悟】

次に、日米をはじめとした農業分野の国際交渉についてお尋ねします。

先日、アメリカの通商代表に指名されたライトハイザー氏が、農業分野の市場開放について、日本を第一の標的とする旨の発言をしました。TPPを離脱したアメリカが、来月から始まる日米経済対話などを通じて、日本の農業に強い圧力をかけてくる可能性があります。

これに対しては、日本の農家や消費者の立場に立ち、毅然とした国際交渉を行う覚悟や決意を持たなければ、日本の農業や食生活は劣化の一途をたどりません。

しかし、昨年のTPP審議を見ても、例えば、大幅に増える輸入牛肉について、複数の議員から、アメリカなどで肥育に使われる成長促進ホルモン剤などの実態への懸念が示されましたが、食品表示の義務付けの提案などに対しても、政府はきわめて後ろ向きな答弁に終始しました。

日本はそんな国で良いのですか。安倍内閣が「経済最優先」を目指すなら、私は「安心最優先」「幸福最優先」という、一段、質の高い国家を実現するための新しい政治の流れをつくりたい。国民が誇りをもって暮らせる、尊厳ある国を目指したいと思います。

そこで、②国際社会でどんなに厳しい要求を突きつけられても、こと農業分野については、体を張って交渉に臨み、守るべきを守るのが、政治の役割ではないかと考えますが、いかがですか？

【TPP関連予算の今後】

次に、農業対策予算についてお尋ねします。

昨年からの予算審議で、政府から「TPP関連予算はTPPがなくても必要な予算である」との見解が示されています。税金の使い方の説明として、納税者を小馬鹿にしていると言わざるを得ません。しかし一方で、今後のアメリカとの農業交渉の行方はきわめて不透明です。③今後の農業対策予算のあり方について、どう考えているか、お答えください。

(3) 農協の自主改革との関係について

次に、農協の自主改革と本法案との関係について、お尋ねします。

【農協法修正について】

まず、農協法との関係です。

農協法改正にあたっては、平成27年6月、当時の維新の党の村岡敏英議員らが提出した修正案により、「組合の構成員と役職員との徹底した議論などを促す

ことにより、当該改革の趣旨に沿った自主的な取り組みを促進するものとする」旨の規定が追加されました。

第二次安倍内閣で、内閣提出の法案に対し、野党が提出した修正案に与党が賛成し可決された例は、3件しかなく、ふだんは野党の意見にまったく耳を傾けない政府与党も認めざるを得ない、重要な修正だったことが分かります。④この修正の意義について、どう考えるのか、お答えください。

【農協の自主的取り組みとは】

ところで、農協の自主的取り組みとは、どんなものでしょうか。

たとえば、私の地元・JAあいち三河では、組合員の声を農協の運営に反映させるため、毎年、運営方針などの説明会を各支店が手分けして、計127会場できめ細かく行っています。

その中では、「農薬や肥料の値段を下げてほしい」「出荷する農産物の価格を高くしてほしい」という農協への不満の声も当然上がります。こうした要望に対し、ホームセンターの資材価格を調査し、農協でも同等の価格で提供する取組を進めたり、農産物の販売先を改めることで買い取り価格を引き上げ、それまで米屋に直接売った方が得と考えていた生産者も農協に戻ってくるなどの成果を挙げています。

派手ではありませんが、こうして現場に根差し、組合員に真摯に向き合う改革姿勢こそが、協同組合の本来の姿だと考えます。

今後も、JAグループは、スピード感をもって改革の実効性を上げ、目に見える成果で組合員の負託に応えなければなりません。

他方、農水省は、現時点で、各地域の農業者団体などの改革への取り組みについて、果たしてどこまで個別具体的に把握しているのでしょうか。私の地元の製造業モノづくり現場には「現地現物」という言葉がありますが、「タベモノづくり」たる農業こそ、現地現物なくして、改革などあり得ません。

現場の取り組みを評価する前に、政府が介入できる法的根拠だけをつくって、上からの官製改革を押し付けようとする姿勢は、⑤政府と農業現場との信頼関係を損ねるだけでなく、そもそも改革を進める手順として間違っていると思いませんか？あわせて、農水省は現場における農協の自主的な改革への取り組みをどれほど把握し、どう評価しているのか、農林水産大臣にお尋ねします。

【フォローアップの根拠規定】

次に、農業競争力強化プログラムとの関係についてお尋ねします。

本法案の背景となっている昨年11月の「農業競争力強化プログラム」では、農協に対して、組織体制や人事登用のあり方にまで口を出し、数値目標や計画の策定を半ば強制的に求め、政府与党がその「フォローアップを行う」ことが

決められました。

こうした経緯から、本法案の本当の目的は、農業競争力強化というより、農協をターゲットにした経営介入、すなわち「フォローアップ」ではないのかとの指摘があります。

農業者の農業所得の増大が思わしくないなど何かしらの場合に、⑥本法案5条の努力義務規定を根拠に、国が農業者や農業団体に対し、何らかの行動を求めることがありうるのか、もしそうでないのであれば、罰則もなく指導の根拠にもならないこの条文の存在意義は何か、農林水産大臣の見解を求めます。

また、⑦過去に、このように一般に幅広く個人や団体の個別経営に努力義務を課している法律の例はあるのか、お尋ねします。

【規制改革会議の意図】

次に、規制改革推進会議との関係についてお尋ねします。

本法案16条に基づき、国が、例えば、農業資材の価格の調査・公表などを行うことは、資材価格の合理化を後押しするには効果的な手法と考えます。しかしこれは、本法案がなくても行政の持つ一般的な権限に基づき、実行できることです。異論の多い法案をつくる前に、やれることはしっかりやるのが先決ではないでしょうか。

農協が自主的な改革に取り組む中、国による最初の調査、施策のあり方検討は、それぞれ1年以内、2年以内に行う規定が設けられていますが、これは昨年11月に現場から強い批判を浴びた⑧規制改革推進会議の急進的な改革案を根拠づけるためのものではないかとの疑念が現場に広がっていますが、現時点での同会議としての考え方と、本法案との関係について、規制改革担当大臣の答弁を求めます。

また、⑨本法案があろうとなかろうと、1年を待つことなく、16条にあるような調査・公表は早急に実施すればよいと考えますが、その考えはないか、農林水産大臣にお尋ねします。

(4) 各論

以下、本法案の各条文について質問いたします。

【農業者所得増大への配慮規定の意義】

本法案5条3項には、農協などの農業者団体に対し、「農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努める」こととされています。同様の規定は、すでに農協法7条2項に置かれています。⑩なぜ改めて法定化するのか、農林水産大臣にお尋ねします。

【生産性の判断基準、事業再編等の省令の定義】

次に、本法案8条3号において、国は「農業資材であってその銘柄が著しく多数であるため銘柄ごとのその生産の規模が小さくその生産を行う事業者の生産性が低いもの」について、「銘柄の集約の取組を促進する」とあります。

現在流通している生産資材は、韓国より数倍値段が高いという話もあります。まったく同じ商品なら、単価が安い方がいいことは、言うまでもありません。

しかし、肥料や農薬は、それぞれの作物や気候、土壌にあわせたきめ細かな品質へのニーズがあるからこそ、多くの銘柄が販売され、使用され、商品として成り立っているという、農業固有の特性があることを忘れてはなりません。現場では、外国産の安い肥料は、品質が悪く機械に合わなかったり、適当なロットで販売していないなど、作業効率上問題が生じているとの報告もあります。現場での使い勝手を考慮せず、単価だけ見て「生産性」を判断することはできません。

そこで、⑪8条3号の「著しく多数」、「規模が小さく」、「生産性が低い」とは、どういうケースを想定し、どういう基準で判断するのか、農林水産大臣の見解をお尋ねします。

また、政府はこの規定に基づき、たとえば、細分化された施肥基準を見直すなどの取り組みを促進することを考えているようですが、⑫この法案がなくても実行できる解決策は、法案を待つまでもなく、農水省として今すぐ対処すべきではないでしょうか？

【事業再編・参入の見通し】

次に、この法案では、農業生産関連事業における生産性などの事情を政府が判断し、事業再編や事業参入を主導する仕組みになっていますが、⑬本法案2条「事業再編促進対象事業」（7項）や「事業参入促進事業」（8項）にかかる事業分野を主務省令にどう定めようとしているのか、また、この規定に基づき、どんな事業者が、どの程度、再編・参入することを見込んでいるのか、見解を求めます。

【農産物の買ったたきに対する公正取引委員会の是正】

次に、農業者が大手量販店等に直接出荷することとなった場合、不当な買ったたきに遭うことも懸念されますが、⑭本法案6条「合議制の機関」の協力規定に基づき、公正取引委員会が農産物の買ったたきの是正に取り組むことになると解釈して良いか、担当大臣の答弁を求めます。

【12 外国資本の参入】

最後に、本法案3条において、「国の責務」として、「国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通の合理化を実現する」とあります。⑮ここで「国内外」とあるのは、国際的にビジネスを展開する欧米の多国籍企業に門戸を広げる意図があるのでしょうか。種子法の廃止法案もすでに提出されていますが、日本の食料生産の要である稲・麦・大豆の種子生産まで、競争の名の下に、安易に外資を含めた民間参入の道を開いていいのでしょうか。農業関連産業において⑯外国資本企業が一定のシェアを占めることも想定しているのか、その場合、どのような対応をとられるおつもりなのかについて、あわせて答弁願います。

以上で私の質問を終わります。